

群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則について

1 制定の趣旨

群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年群馬県条例第76号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、教育委員会が保有する個人情報の保護に関する事務等について必要な事項を定める。

2 規則の概要

- (1) 個人情報の保護に関する事務に係る各種様式
個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び条例が定める個人情報の保護に関する事務に係る各種様式を規定する。
 - ・ 個人情報ファイル簿・個人情報保有事務登録簿
（第2条～第3条関係・別記様式第1号～第3号）
 - ・ 保有個人情報開示請求関係
（第4条～第8条、第10条関係・別記様式第4号～第16号）
 - ・ 特定個人情報の開示に係る費用負担の減免
（第11条関係・別記様式第17号～第19号）
 - ・ 保有個人情報訂正請求関係
（第12条～第17条関係・別記様式第20号～第27号）
 - ・ 保有個人情報利用停止請求関係
（第18条～第19条関係・別記様式第28号～第32号）
 - ・ 審議会への諮問（第20条関係・別記様式第33号）
- (2) 閲覧の制限等（第9条関係）
教育長は、保有個人情報に記載されている文書等若しくは電磁的記録又はその内容を汚損、破損、又はそのおそれがあると認めるときに、閲覧又は視聴を中止又は禁止することができることを規定する。
また、保有個人情報の開示を行う場合の交付部数は、当該文書等又は電磁的記録1件につき1部とすることを規定する。
- (3) 個人情報の保護に関する事務等（第21条関係）
この規則に定めるもののほか、個人情報の保護に関する事務等については、知事が保有する個人情報の保護に関する事務等の例によることを規定する。
- (4) 群馬県個人情報保護条例施行規則（平成12年群馬県教育委員会規則第20号）の廃止（附則第2条関係）

3 施行日

令和5年4月1日